

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

吹田市水道部

工事名又は業務名 江坂町1丁目ほか配水管φ100mm～φ250mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価については、資材単価が「令和7年10月」、処分費が「令和6年度下半期及び令和7年度」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。また、共通代価以外については、資材単価が「令和7年10月」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。単価は平均値を適用しております。
2	設計書	単価適用年月日をご教示下さい。また単価は安値でしょうか。ご教示下さい。	
3	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	
4	設計書	歩掛・経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「一般土木(国交省)」、損料年度は「令和7年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛年度については、共通代価が「令和7年度」、共通代価以外が「令和7年度」を適用しております。また、経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和7年度」を適用しております。
5	設計書	歩掛りは何年度でしょうか。ご教示下さい。	
6	設計書	諸経費は、何年度でしょうか。ご教示下さい。	
7	設計書	経費年度は「令和7年度」、経費区分は「上水道」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
8	設計書	建設機械等損料表は「令和7年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
9	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

吹田市水道部

工事名又は業務名 江坂町1丁目ほか配水管φ100mm～φ250mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
10	設計書	週休2日工事区分として、全工期かそれとも、月単位週休2日でしょうか。ご教示下さい。	「吹田市水道部「4週8休工事」実施要領(令和7年8月1日改正分)」に準拠しております。通期の週休2日として経費の補正は行っておりません。
11	設計書	週休2日補正の有無をお教え下さい。	
12	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(1)」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	「一般交通影響有り(1)」で計上しております。
13	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(2)」と考えてよろしいでしょうか。	
14	設計書	施工地域区分は、一般交通影響あり(2)でしょうか。ご教示下さい。	
15	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教え下さい。	現場環境改善費については、計上しておりません。
16	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」他です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を採用しております。
17	設計書	水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)の歩掛が令和7年度適用の場合、その代価表内の代価表で土木工事標準積算基準書を採用のもの『小型バックホウ』とか『トラック(クレーン装置付)運転』とかの歩掛は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を採用しております。
18	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」他です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を採用しております。

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

吹田市水道部

工事名又は業務名 江坂町1丁目ほか配水管 φ100mm～φ250mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
19	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」他です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を採用しております。
20	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。もしですが、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)の採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。ご教示下さい。	大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)を採用しております。単価の求め方はお見込みのとおりです。
21	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設発生土受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)を採用しております。
22	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R7. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
23	設計書	第5号表「人力積込 コンクリート塊」及び第37号表「夜間 人力積込 コンクリート塊」の施工パッケージにて、令和7年度より人力積込の土質等区分でコンクリート塊が無くなっていますが、令和6年度を流用されていますか。または、令和7年度の人力積込の土質等区分を岩塊・玉石として積算されましたか。ご教示ください。	令和7年度の人力積込の土質等区分を岩塊・玉石として積算しております。
24	設計書	第36号表「夜間 インターロッキングブロック工 とりこわし撤去 時間制約無 夜間有週休2無」にて施工規模補正はしてありますか。ご教示ください。	インターロッキングブロック工については、全体数量での施工規模で計上していますので、施工規模補正を行っておりません。
25	設計書	第15号表、第77号表、第78号表「上層路盤工(管路)」にある『水硬性粒度調整スラグ(HMS25以下) 2-4t車』は物価資料、大阪府資材単価のどちらを採用されているのでしょうか。ご教示ください。	大阪府資材調査単価を採用しております。

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

吹田市水道部

工事名又は業務名 江坂町1丁目ほか配水管 φ100mm～φ250mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
26	設計書	第27号表「夜間 アルミ板建抜工(機械施工)」内にある『夜間トラッククレーン賃料油圧式4.9t吊』は夜間賃料補正してあるのでしょうか。ご教示ください。	夜間賃料補正しております。
27	設計書	第222号表「夜間 生アスファルト単価 再生密粒度アスコン13mm ストレートアスファルト」内にある『夜間 再生密粒度アスコン(13)ストレート 10t車』は夜間割増した単価を採用されていますか。ご教示ください。	夜間割増した単価を採用しております。
28	設計書	第236号表「夜間 生アスファルト単価 再生粗粒度アスコン20mm ストレートアスファルト」内にある『夜間 再生粗粒度アスコン(20)ストレート 10t車』は夜間割増した単価を採用されていますか。ご教示ください。	
29	設計書	第1号、4号、7号明細書にある『フランジ接合部品(GF7.5K) φ75』は「物価資料」、「大阪水道企業団 鋳鉄管単価表(令和6年7月1日)」のどちらを採用されているのでしょうか。ご教示ください。	大阪広域水道企業団鋳鉄管単価表を採用しております。
30	設計書	第1号、4号、7号明細書にある『補修弁 φ75』は物価資料を採用されているのでしょうか。それとも見積りでしょうか。出典をご教示ください。	物価資料を採用しております。
31	設計書	第5号明細書及び第19号明細書内に第75号代価表「夜間 廃路盤材処分工(管路) 夜間 RC30・RM25 ダンプトラック10t積 BH0.45m3積込」と第76号代価表「夜間 廃路盤材処分工(管路) 夜間 HMS25・CCR255 ダンプトラック10t積 BH0.45m3積込」がありますが、同明細書内にある第39号代価表「夜間 路盤掘削工【機械施工】(管路) BH0.13m3以下 排出ガス対策型2次」と明らかに矛盾します。また、この部分のためだけに、大型機械を使用する事にも違和感を覚えます。設計変更の対象と考えてよろしいのでしょうか。ご教示ください。	設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。積算については、設計書のとおり積算してください。
32	設計書	第24号明細書に「サドル分水栓建込工 分岐口径 φ50 本管:鋳鉄管 φ100」1箇所とありますが、第22号明細書にそれに対応する材料が計上されていません。支給品ですか、それとも脱漏でしょうか。ご教示ください。	

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

吹田市水道部

工事名又は業務名 江坂町1丁目ほか配水管φ100mm～φ250mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
33	設計書	発生土処分工における発生土処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	吹田市中心地点からの運搬距離で積算しております。
34	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(RC30・RM25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
35	設計書	残塊処分工における残塊(路面切削アスファルト塊)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
36	設計書	残塊処分工における残塊(アスファルト)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
37	設計書	残塊処分工における残塊(コンクリート(無筋))処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	